

●電柱、街灯柱等利用広告物の許可基準(短期間であっても要許可)

| 広告物の区分 | 許可を得て表示(設置)できる基準 |
|--------|--|
| 袖付広告 | 1 縦の長さが1.2m、かつ、出幅が0.6m以下 2 下端の高さは歩道の路面から3m以上、車道の路面から4.5m以上 3 車道寄りの歩道部分に位置する電柱等に取り付られるものは、歩道の中央部分に向けて突き出すように設置すること。 |
| 巻付広告 | 上端の高さが地上から3.2m以下、かつ、下端の高さが地上から1.2m以上 |

※適用除外を受けるもの以外は、すべて許可を得る必要があります。

※袖付広告の表裏又は1本の電柱等に2面が組で設置される巻付広告は、広告内容が同じものである場合、その表裏又は組で表示される2面をもってひとつの広告物として審査します。

※自らが所有(管理)する物件に広告物等を表示する場合以外は、電柱等の所有者(管理者)の承諾を得なければなりません。